

指定管理者募集に係る質問及び回答書

令和8年8月19日時点

No.	質問		回答
	項目	内容	
1	施設の内容 (募集要項1 頁・第2-3)	(2) レッスンスタジオ エ、施設概要に合宿室と明記されてお りますが、今後宿泊室として再整備さ れる予定はございますでしょうか。ご教 示ください。	・当該施設は、開設された当時合宿所としての 機能を有しており、現在も建物の構造上宿泊室 が残っていることから、記載しております。 ・当該建物の利用方法については、選定された 指定管理者と協議の上決めることとするため、 現時点で宿泊室として再整備する予定はござい ません。
2	指定管理者 が行う管理 の基準 (募集要項2 頁・第3-1)	1 開館日 (3)「指定管理者が必要と認めるとき」 につきまして、必要とする条件等はご ざいますでしょうか。ご教示ください。	・御指摘の部分について特段の条件はございま せん。
3	管理運営業 務の評価 (募集要項6 頁・第12)	3 利用者アンケートの実施 「利用者の声を把握するため、利用者 アンケートを実施するものとする」につ きまして、実施回数の指定はございま すでしょうか。ご教示ください。	・アンケートの実施方法については指定管理者 と協議の上定めたいと考えておりますが、現時 点では、常時アンケートを行いながら、定例の実 績報告に際して、アンケート回収結果を指定管 理者から宮城県に提出していただくことを想定 しております。
4	障害者の雇 用 (募集要項6 頁・第15)	障害者の雇用 「指定管理者は、障害者の雇用を促 進する観点から、その雇用に努めるも のとしします」につきまして、雇用率の目 安はございますでしょうか。ご教示くだ さい。	・指定管理対象施設における障害者雇用率に ついては、特段定めておりません。 ・なお、指定管理を受託する各事業者におかれ ましては、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号)をはじめとする関係法 令を順守いただきますようお願い致します。
5	ヒルズ県南 総合プール (別紙1)	平面図 斜線部の全域が管理対象区域となり ますでしょうか。それにともない、旧屋 外プール棟の取扱いにつきまして、ご 教示ください。	・お見込みのとおり、斜線部が管理対象となり、 旧屋外プール部分についても管理区域に含み ます。

6	仕様書 (別紙8)	1 職員の配置について (3)「宮城県仙南総合プールの利用者に対し施設、設備、及び備品の取扱いの指導ができる職員を配置し、その他運営スタッフを若干名配置すること」につきまして、プール監視員の人数に決まりはございますでしょうか。ご教示ください。	・プール監視員の具体的な人数について決まりはありません。
7		3 県との連携について (3)その他「その他施設の充実、サービス向上等について、県と連携すること」につきまして、貴県が想定される連携の具体的な方策はございますでしょうか。ご教示ください。	・本規定は、施設管理や事業を実施していく上で、施設管理者に対して施設を設置する県と連携して取り組むことを求めるもので、個別具体的な対応を想定したものではありません。
8	リスク分担表 (別紙9)	表の「管理運営段階」「施設利用不能による収入減少に対する補填」の項目につきまして、補填対象となる期間における起算日の規定はございますでしょうか。ご教示ください。	・当該施設の利用が不可能となった日(施設利用休止の開始日)が起算点となります。
9		表枠外※3 「緊急性の高いものや施設の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の業者が実施する事が望ましいものについては、協議の上、指定管理者の負担により施工する場合がある。」につきまして、負担分に上限額はございますでしょうか。ご教示ください。	・本規定において、指定管理者の負担分に関する上限額を決めてはおりませんが、最終的な負担額等については、宮城県と指定管理者が協議の上、決定することとしております。